

男女共同参画週間のお知らせ 6月23日～6月29日

「女だから、男だから、ではなく、私だから、の時代へ。」

(令和3年度「男女共同参画週間」キャッチフレーズ)



問い合わせ 人権政策課 男女共同参画推進係 (☎内線542)

●男女共同参画社会とは？

男女共同参画社会とは、「男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会」です。(男女共同参画社会基本法第2条)

●男女共同参画週間について

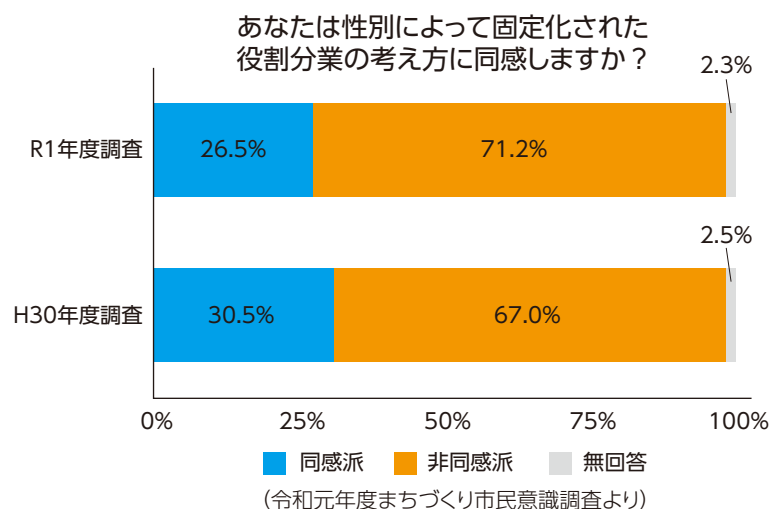
「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日である平成11年6月23日を踏まえ、毎年6月23日～29日の1週間を「男女共同参画週間」としています。この週間では男女共同参画基本法の目的や基本理念について理解を深めることを目指しています。

今回は市が毎年行う「まちづくり市民意識調査」の結果をもとに男女共同参画について考えてみましょう。

「まちづくり市民意識調査」では、「あなたは『男は仕事、女は家庭』というように、性別によって固定化された役割分業の考え方にどの程度同感しますか」という質問項目を設けています。令和元年度の調査結果では、同感派が26.5%、非同感派が71.2%、平成30年度の調査結果(同感派:30.5%、非同感派:67.0%)に対して、非同感派の割合が増加しています。

しかし、26.5%の人は同感派であることから、性別で役割を固定するという考え方は根強く残っているということが分かります。

性別で役割を固定してしまうと、個人の可能性を狭めてしまったり、生き辛さにつながることもあります。好きなことや得意なことは男女の違いだけで決まるものではありません。必要以上に性別で区別することなく一人一人の個性が生かされる社会にしていくことが大切です。



※「同感派」は「同感する」・「ある程度同感する」と回答した人。
「非同感派」は「同感しない」・「あまり同感しない」と回答した人。